

米海兵隊員による強制わいせつ事件に対する意見書

沖縄県警は、うるま市のキャンプ・コートニーに所属する米海兵隊員を、那覇市内の駐車場で日本人の成人女性に対し、わいせつな行為をした容疑で2月11日に逮捕し、13日に送検した。

同容疑者は、事件発生当日の1月31日午前5時頃、職務質問した警察官に対する公務執行妨害で現行犯逮捕されており、再逮捕となった。

今回の事件では、軍人・軍属の外出・基地外飲酒を制限する「勤務時間外行動の指針（リバティー制度）」や、米軍の「新型コロナウイルス感染対策指針」に違反している可能性が指摘されている。

本市議会は令和元年8月7日、防衛省に赴き、米軍人・軍属等による事件・事故に関し、綱紀粛正、人権教育並びに実効性のある抜本的な再発防止策を米国政府に強く求める内容の防衛大臣宛ての要請書を手交した。

また、米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに、日米両政府に対して再発防止策と綱紀粛正を訴えてきた。

それにもかかわらず沖縄県内における米軍関係者による事件・事故が後を絶たないのは、米軍の管理体制が全く不十分であると言わざるを得ず、激しい憤りを禁じえない。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産、人権を守る立場から関係機関に対し、今回の事件への強い怒りをもって嚴重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

1. 被害者への謝罪及び完全な補償を早期に行うこと。
2. 米軍人・軍属への綱紀粛正及び人権教育を徹底的に行うなど、実効性のある再発防止策を確立すること。
3. 勤務時間外行動の指針（リバティー制度）を遵守するよう求めること。
4. 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）を早急に開催すること。
5. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月18日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長